

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際情勢による畜産飼料費の高騰により、農業経営に大きな影響を受けている農業者を支援するため、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 畜産業を営んでいる経営体であること。
- (2) 令和4年中に営農しており、引き続き令和6年以降も営農を行う意思があること。
- (3) 半田市に住所を有していること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年に支出した飼料費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に対し、別表に規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）の2分の1以内とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項により算出した金額が200万円を超えるときは、200万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年2月15日までに半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金計算表（様式第2

号)

(2) 半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金誓約書(様式第3号)

(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類(確定申告書、住民税申告書、決算書等)の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、申請者1人につき1回とする。

(補助金の変更)

第6条 申請者は、申請内容に変更が生じる場合には、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金変更交付申請書(様式第4号)に第5条第1項各号に規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、変更交付決定をすることが適当と認められるときは、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書等を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定通知を受けた申請者は、市長に対し、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付請求書(様式第7号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助

金の交付決定を取り消すこと、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る第9条の規定については、同日後もなお効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費に乗じる割合

区分	割合(%)
飼料費	42.5/142.5

様式第 1 号（第 5 条関係）

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

住所又は所在地

氏名

（法人は法人名及び代表者氏名）

連絡先

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金の交付を受けたいので、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

様式第2号（第5条関係）

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金計算表

住所又は所在地

氏名

（法人は法人名及び代表者氏名）

科目		金額（円）	割合（％）	計算額（円） 1円未満切り捨て
補助対象 経費	飼料費		42.5/142.5	
補助対象経費の計算額を、2分の1した金額				

補助申請額

1,000円未満切り捨て	円 ※上限200万円
--------------	---------------

様式第3号（第5条関係）

半田市長 殿

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金誓約書

私は、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金の申請にあたり、下記の内容について誓約します。もし、この誓約に反していることが判明した場合は、申請の取り下げ、返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 補助金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 3 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。
指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
- 4 令和4年中に営農しており、申請日時点で倒産・廃業していません。
また、引き続き令和6年以降も営農を継続する意思があります。
- 5 申請者（代表者）、役員、使用人その他の従業員及び構成員等が暴力団その他の反社会的勢力の構成員等に該当しません。
- 6 市担当者が市税の課税状況および住民基本台帳、法人登記の内容について、調査することに同意します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名

（法人は法人名及び代表者氏名）

様式第4号（第6条関係）

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金変更交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

住所又は所在地

氏名

（法人は法人名及び代表者氏名）

連絡先

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金の変更交付を受けたいので、半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更交付申請額 金 円

既交付申請額 金 円

差 額 金 円

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金について、
下記のとおり決定しました。

記

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金

変更交付決定額 金 _____ 円

既交付決定額 金 _____ 円

差 額 金 _____ 円

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金について、下記のとおり交付することを決定しました。

記

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金

金 _____ 円

様式第7号（第8条関係）

半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金交付請求書

年 月 日

半田市長 殿

住所又は所在地

氏名

（法人は法人名及び代表者氏名）

連絡先

年 月 日付けで交付決定がありました半田市農業者飼料等価格高騰対策補助金について、下記のとおり請求します。

記

交付申請額 金 _____ 円

振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協		本支店名	店
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号		
(フリガナ) 口座名義人				